

令和7年度 備前市国民健康保険保健事業実施計画

1. 目的

備前市国民健康保険保健事業実施計画は、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年7月30日厚生労働省告示第307号）」に基づき、被保険者の健康の保持増進及び疾病予防を目的に、総合的かつ効果的に保健事業を推進するため、以下に定める基本方針に基づいて事業を実施する。

2. 基本方針

(1) 特定健康診査・特定保健指導の推進

生活習慣病の予防に着目した特定健康診査、特定保健指導を推進し、被保険者の状況に応じた受診環境の確保や保健指導体制の整備を図る。

(2) 人間ドックの推進

疾病の早期発見・早期治療により重症化を防ぐため、また健康の保持増進のために人間ドック事業を実施する。

(3) 健康教育・健康相談事業の推進

地域の実情に応じた多様な健康教育を行うとともに、被保険者ごとにきめ細やかな健康相談を実施する。

(4) 普及啓発事業

様々な年齢層の被保険者に疾病予防の大切さを理解していただくよう普及啓発事業を実施する。

(5) 推進体制の整備

関係部署及び関係機関・団体との連携を強化し、円滑な事業実施を図るとともに、保健事業従事者の研修機会を確保する。

(6) データヘルス計画等に基づく保健事業の実施

備前市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期備前市国民健康保険特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）に準じ、各種事業を実施し、PDCAサイクルによりストラクチャー評価（実施するための仕組みや実施体制の評価）、プロセス評価（目標の達成に向けた過程の評価）、アウトプット評価（目的達成のために行われる事業の結果の評価）、及びアウトカム評価（目的の達成状況の評価）により、事業の改善を図る。

3. 事業計画

基本方針に基づき、以下に定める事業を実施する。

事業名	内 容
特定健康診査事業	生活習慣病の予防に着目した特定健康診査の実施により被保険者の健康管理を図る。 (実施方法)

	・個別健診 令和7年6月～12月 41医療機関 (社)和気医師会、赤穂中央病院、赤穂市民病院 (社) 邑久医師会 (一部医療機関を除く) ・集団健診 令和7年6月9日・10日 岡山済生会総合病院 (済生丸) へ委託 ・追加集団健診 令和8年1月から2月にかけて5会場で実施予定 協会けんぽとの共催 未受診者に11月下旬に受診勧奨し、市内3箇所で実施 (対象者) 40歳から75歳未満の被保険者 (自己負担) 1,000円 (周知) オリジナルポスターを市内各所へ掲示及びパンフレットとともに受診票を対象者へ郵送 (啓発) ・対象者 (未受診者) への電話勧奨 ・広報紙及びホームページへ掲載 ・受診率の低い若年層世代の対象者へ印象付けるオリジナルポスター及びパンフレットの作成 ・未受診者へ受診啓発ハガキを7月、10月の2回発送 ・啓発のぼり、デジタルサイネージ等による啓発 ・愛育委員及び検診ひろめ隊等による啓発 (目標実施率) 令和7年度 40%
特定保健指導事業	特定健康診査の結果から動機付け支援及び積極的支援が必要とされた人を対象として、生活習慣の改善を促し、生活習慣病の予防を図る。 (実施方法) 備前市保健課保健師及び管理栄養士が、備前市役所や日生防災センター、総合保健施設において実施 (直営) のほか、(社)和気医師会及び邑久医師会会員のうち医療機関 (委託)、追加集団健診実施医療機関 (委託) において実施。 (対象者) 特定健診受診者のうち、動機付け支援及び積極的支援の該当者 (自己負担) なし

	(周知) ・特定健診受診結果をもとに該当者に案内文書を郵送 ・勧奨対象者の意向及び特性に基づいた個別具体的な電話による特定保健指導利用勧奨を実施 (目標実施率) 令和7年度 26%
人間ドック事業	被保険者の健康管理及び疾病の早期発見のため、受診者の費用負担の軽減と多様な受診機会の確保を図る目的で、ドック健診を実施する。 (実施方法) 個別健診 令和7年4月～令和8年2月 ・一般ドックコース 11医療機関へ委託 ・脳ドックコース 5医療機関へ委託 (対象者) 35歳から74歳までの被保険者 400人 (自己負担) 一般ドック 6,800円、脳ドック 8,200円 (40歳未満 一般ドック10,000円、脳ドック 11,400円) ※オプション検査を希望した場合、別途、追加自己負担あり。 ・オプション検査 肝炎ウイルス検査 300円 - ピロリ菌検査 200円 - 眼底検査 200円 - 肺機能検査 700円 ※脳ドック希望者のみ 頸動脈超音波（パルスドプラ法）1,000円 (周知) 広報紙及び市ホームページにて周知を実施する。
医療費適正化事業	医療費の適正化を図るため、診療を受けた被保険者に対して、受診した医療機関名や費用額を通知する。 (通知回数) 年1回
後発医薬品差額通知事業	医療費の軽減を図るため、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及を図る。 ○後発医薬品推進シールを国保世帯へ配布 (配布方法) ・国民健康保険被保険者証発送時に同封し、国保世帯に配布する。 ・被保険者証更新手続き時に窓口で配布する。 ○後発医薬品差額通知 (通知時期) 処方薬に後発品があり、削減効果額が約1円以上の方に通知書を年3回（6月、10月、2月）発送する。
生活習慣病重症化予防事業	生活習慣病予防のため知識啓発、健診異常値を放置している対象者への医療機関受診勧奨、生活習慣病治療中断者数の減少を目的とする。

	(実施方法) ・レセプトデータ及び特定健診データから対象者を特定しリスト化する。 ・高血圧、脂質異常、糖尿病などのハイリスク者で未受診者、治療中断者などを対象とする。 ・抽出した対象者に対し、受診勧奨及びフォローを実施する。
糖尿病性腎症重症化 予防事業	糖尿病性腎症患者の腎不全、人工透析への移行を防止する又は遅らせることを目的とする。 (実施方法) ・KDBデータから対象者を抽出しリスト化する。 ・抽出した対象者に対し、医療機関及び関係部署と連携を取りながら受診勧奨、保健指導を実施する。指導後に検査値の推移、定期的な通院の有無等を確認する。 ・保健指導対象者については、医療機関で指導管理を受けている患者、精神疾患や難病、癌などで治療中の患者等は除外する。
服薬情報啓発事業 (重複多剤服薬者 対策事業)	服薬の適正化を図ることを目的とする。 (実施方法) ・レセプトデータ及び特定健診データを外部委託により精度の高いデータベースの構築し対象者を特定しリスト化する。 ・基準月に月14日以上の内服薬を、2医療機関以上から処方され、有害事象(傷病禁忌・併用禁忌・同種同効・同一成分・長期処方)に該当する被保険者及び、65歳以上で合わせて6種類以上処方されている被保険者を対象とする。 ・通知書を作成し、令和7年7月下旬頃に発送する。
健康教育、健康相談 事業及び 各種普及啓発事業	保健課健康係が主催する各種健康講座や健康相談事業により、生活習慣病の予防及びがん予防その他健康に対する正しい知識の普及を図る。 医療費の推移や国保会計の状況などを理解し、適正受診、納税率向上につながるよう広報紙等を活用し啓発を行う。また、生活習慣病のハイリスク未受診者や重複・頻回受診者に対しリーフレット等の送付や電話・訪問指導等を行う。 特定健康診査受診者のうち要治療者に対し、電話等により医療機関への受診を勧奨する。 総合保健施設において、被保険者を対象に健康講演会や健康講座を年1回程度開催する。また、日頃からの運動習慣を身につけさせるため、健康教室を6回程度のクールで開催する。 保健課健康係や関係機関・団体と連携を図りながら、健康づくりの啓発や被保険者の健康増進を図るため、特定健康診査及び後期高齢者健康診査と同時にがん検診等を実施する。

4. 実施体制

